

第11回市民検討会議の意見の整理について

ワークショップの意見と修正案  
第2章 まちづくりの主体

全体的な意見	① 誰にでもわかりやすいということを考えると、少しわかりづらい。⇒もっと優しく、柔らかい表現にした方が良い。 ② 全体にくどい部分が多いので、もっと条文を整理した方が良い。
--------	---

第1節 市民

■第5条（市民の権利）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
第5条 市民は、まちづくりに関して意見を表明し、提案する権利を有するとともに、市民参画する権利を有します。	① 「平等な立場で」という言葉を追加できないか。 ① まちづくりに関する意見の表明の方法がわからない。⇒関連の条文がどこかを解説文に入れた方が良い。 ② 「提案する権利を有する」という部分は市民参画する権利と重なる。⇒「提案する権利を有する」を削除する。 ⑤ 権利を規定するなら義務も規定する必要がある。権利に対する責務についてバランスがとれていないのではないか。第6条で役割が規定されているが、権利が先行して強すぎるのではないかと。⇒権利及び責務として1つの条にまとめた方が良い。権利は重要であるが、それには責任が伴うべき。	<b>(修正案)</b> 第5条 市民は、まちづくりに関して <b>平等な立場で</b> 意見を表明し、提案する権利を有するとともに、市民参画する権利を有します。 ⇒①意見表明の方法について、関連する条文を解説に追加します。 ⇒②市民提案は、市民参画の方法の一つですが、市民参画と協働を基本として、市民と行政が意見や提案を交わし合いながら、市政運営に市民の意向を的確に反映できる仕組みをより一層充実させていく必要があることから、提案の権利を明確にします。 ⇒⑤権利と役割の規定を一つの条にまとめるという案について、一つにまとめることによって権利には責務が伴うことが明らかになるというメリットがあります。デメリットとしては、条文の数が多くなること、権利と役割が明確に区分されなくなる可能性があります（全委員に確認が必要）。
2 市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有します。		<b>(修正なし)</b>
3 市民は、まちづくりに関して自ら考え、行動するために、学ぶ権利を有します。	④ 学ぶ権利と知る権利の関係についてわかりづらい。⇒趣旨としては良いという意見。	<b>(修正なし)</b>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 1 市民は、まちづくりに関して自分の意思で、かつ平等な立場で発言し、提案することができるとともに、市の政策の立案、実施、評価及び改善の段階にかかわることができる権利を等しく有していることを明らかにしています。**意見表明や提案、市民参画の具体的な方法については、「第21条(市民参画の方法)」で規定しています。**

■第6条（市民の役割）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
第6条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持つとともに、自らができることを考え、積極的に市民参画に努めるものとします。	① どういう状態が積極的、又は消極的なのか、尺度がないためわからない。⇒「積極的に」を削除する。 ② ⇒「自らがまちづくりの」と「自らができることを考え」という表現を削除し、「積極的に市民参画に努める」という表現を「積極的に市民参画し、まちづくりに努める」という表現にした方が良い。 ③ 「積極的に」という表現について。強制的、押し付けにとれる。市民の関心がなければ、あってもなくても一緒。当然の権利として自然と参加するきっかけにしたい。⇒「積極的に」を削除する。 ④ ⇒「積極的に」という表現を削除した方が良い。 ⑤ ⇒「役割」という表現を「責務」という表現にしたい。 ⑥ 「積極的に」という表現について、参加することに後ろ向きになって欲しくない。⇒「自主的に」という表現にした方が良い。	<b>(修正案)</b> 第6条 市民は、___まちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持つとともに、自らができることを考え、 <b>自主的に</b> 市民参画に努めるものとします。 ⇒①③④⑥「積極的」を「自主的」に変更し、発展的な規定とします。 ⇒②前後の意味を考え、表現を簡潔にします。 ⇒⑤（見出し）役割という表現を責務に変更するという意見もありましたが、責任や義務を条例に規定することを危惧する意見もありました。法令の遵守などは責務と言えますが、まちづくりを責務（強制）とすることについては、難しいと考えます。皆さんが、この条例をどのように考えるのか、前向きに求めて喚起するための条例なのか、あくまで自主性を求めるべきなのかという、条例をつくる側の姿勢や立場で変わります（全委員に確認が必要）。
2 市民は、お互いを尊重し、世代や地域を超えて交流しながら支え合い、協力してまちづくりに取り組むよう努めるものとします。	② ⇒「取り組む」という表現を削除した方が良い。 ② ⇒（第1～3項までの文末を「まちづくりに努めるようにします。」で統一を図った。）	<b>(修正案)</b> 2 市民は、お互いを尊重し、世代や地域を超えて交流しながら支え合い、協力してまちづくりに___努めるものとします。 ⇒②意見のとおり表現を簡潔にします。

<p>3 市民は、権利に伴う責任を認識し、まちづくりの活動において自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。</p>	<p>① 「責任」という言葉について、非常に重い感じがする。無責任も困るが、責任と言われると発言や行動がしにくくなるのではないか。⇒もう少し柔らかい表現にした方が良い。</p> <p>② ⇒「まちづくりの活動において」という表現を削除し、「責任を持たなければなりません。」という表現を「責任を持ち、まちづくりに努めるようにします。」という表現にした方が良い。</p> <p>④ しばりをかけすぎるとではないか。⇒「自らの発言及び行動に責任を持たなければなりません。」という表現を「市民は、権利と義務を理解し、まちづくり活動を行うものとします。」という表現にした方が良い。</p>	<p><b>(修正案)</b> 原案どおり。</p> <p>⇒①②④権利や役割は、主体的に権利を行使して、役割を認識しながら自発的にまちづくりを行っていくために定めるものです。責任という言葉は重い表現ですが、権利に責任が伴うことを明確にする必要もあります。まちづくりは、個人の役割が重要です。ただし、一人で行うものばかりではなく、地域社会の一員として行わなければならない場合もあります。この場合に、個人の主体的な発言や行動というものは、地域社会の一員としてのものである必要があります。だからと言って、市民の発言や行動がすべて制限されるものではありません。</p> <p>・することができる…するかしないかは裁量(判断) ・するものとする…義務付けは弱く方針を示すのみ ・しなければならない…裁量の余地はない義務付け ・努める…義務はなく、努力することを求めるもの</p>
--	---	---

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

3 市民は、まちづくりの活動を進めるうえで、自分の発言と行動に責任を持ち、権利の行使とともに責任や義務を果たさなければならないことを明らかにしています。市民は、まちづくりの主体としての権利が保障されなければならないという一方で、権利を主張するばかりではなく、まちづくりに対して無責任ではいけないと考えます。

**まちづくりは、個人の役割が重要です。ただし、一人で行うものばかりではなく、地域社会の一員として行わなければならない場合もあります。この場合に、個人の主体的な発言や行動というものは、地域社会の一員としてのものである必要があります。だからと言って、市民の発言や行動がすべて制限されるものではありません。**

第2節 地域コミュニティ

■第7条（地域コミュニティの役割）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
<p>第7条 地域コミュニティは、それぞれの地域にかかわる多様な主体と協働し、地域の特性を生かした様々な活動を通じて安全で安心な住み良い地域づくりに努めるものとします。</p>	<p>② 前後で同様の意味合いが書かれている。⇒「それぞれの地域にかかわる多様な主体と協働し」という表現を「まちづくりの主体と位置付け」という表現にした方が良い。</p> <p>③ 「地域コミュニティ」という表現はわかりにくいですが、この言葉は必要であり、包括的に規定して、その後に自治会とまち協を取り上げて規定する形で良い。</p> <p>④ 「多様な主体」という表現を「組織や団体」という表現にするか、多様な主体を解説で説明した方が良い。</p>	<p><b>(修正案)</b> 原案どおり。</p> <p>⇒②④地域コミュニティは、地域に関わる団体や企業のほか、地域内に通勤、通学する人達（様々な主体）との関わりも重要ではないかと考えます。そういった人たちの協力があれば、より良い地域づくりにつながると思います。</p>
<p>2 地域コミュニティは、地域における開かれた活動を通じて市民同士の交流を促進し、地域への愛着や連帯感を高めることにより市民のコミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域の人財育成に努めるものとします。</p>	<p>② 表現を簡潔にする。⇒「開かれた活動を通じて市民同士の」と、「ことにより市民のコミュニティ意識の醸成を図る」という表現を削除した方が良い。</p>	<p><b>(修正案)</b> 2 地域コミュニティは、地域における____交流を促進し、地域への愛着や連帯感を高める____とともに、地域の人材育成に努めるものとします。</p> <p>⇒②意見のとおり、表現を簡潔にします。</p>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

1 地域コミュニティは、自治会やまちづくり協議会をはじめとして、地域のさまざまなつながりを基礎として、地域の特性を生かした、安全で安心な住み良い地域社会をつくることを目的に組織されています。地域のことは、まず地域で考え、市民が主体的に行動しながら地域の公共的な課題を解決していくという重要な役割を担ってきました。

こうした地域コミュニティをまちづくりの主体として位置付け、まちづくりにおける地域コミュニティの役割を明らかにし、協働によるまちづくりを一層推進していくことを目指すものです。

**「多様な主体」との協働とは、地域に関わる団体や企業のほか、地域内に通勤、通学する人達との関わりも重要ではないかと考えます。そういった人たちの協力があれば、より良い地域づくりにつながると思います。**

■第8条（地域コミュニティ活動の推進）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
<p>第8条 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、地域コミュニティを守り育てるとともに、地域コミュニティの活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。</p>	<p>① 地域コミュニティという言葉が3回出てくるため、表現がくどい。⇒「地域コミュニティ」という言葉を一つにして、もっと簡潔にする。</p> <p>② 前後で同様の意味合いが書かれている。⇒「自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、地域コミュニティを守り育てるとともに」という表現を削除した方が良い。</p> <p>③ 意識付けとなる言葉が必要。⇒「積極的に」という意味の言葉を入れた方が良い。</p> <p>④ 「地域コミュニティ」という言葉が3回も出てくる。⇒2つ目の「地域コミュニティ」を削除し、3つ目を「その」という表現にし、「その活動」という表現を削除した方が良い。</p>	<p><b>(修正案)</b> 第8条 市民は、自らが____担い手であることを認識して地域コミュニティを守り育てるとともに、<b>その</b>活動に対する理解を深め、____自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。</p> <p>⇒①②④前後の意味を考え、表現を簡潔にします。</p> <p>⇒③積極的にという表現は、第6条と同様に考え、自主的という表現のままとしました。</p>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- ・ 修正なし。

■第9条（自治会）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
第9条 自治会は、豊かで住みよい地域をつくるために市民により自主的に組織し、市民にとって最も身近な存在として日常生活の中で発生する地域の公共的な課題を協力し合いながら解決するとともに、地域づくりの重要な担い手としてその役割を果たすよう努めるものとします。	② ⇒「その役割を果たすよう努めるものとします。」という表現を「その役割を果たし、地域コミュニティの形成に努めるものとします。」という表現にした方が良い。 ④ 文章が非常に長い。また、「担い手」という表現は上から目線に感じる。⇒「市民にとって」と「日常生活の中で発生する」と「とともに、地域づくりの重要な担い手としてその役割を果たす」の部分は不要であり、削除した方が良い。 ⑤ ⇒自治会とまちづくり協議会の規定を明確にきちんと打ち出すということは良い。	<b>(修正案)</b> 第9条 自治会は、豊かで住みよい地域をつくるために市民により自主的に組織し、市民にとって最も身近な存在として__地域の公共的な課題を協力し合いながら解決するとともに、地域づくりの重要な担い手としてその役割を果たすよう努めるものとします。 ⇒②④前後の意味を考え、表現を簡潔にします。
2 自治会は、まちづくりに関する情報伝達その他行政事務の一部を担う市のパートナーとしてその役割を果たすとともに、地域の意見を集約し、市政に反映するよう努めるものとします。	② 具体的な役割を規定するのは良いが、表現が少しくどい。⇒「まちづくりに関する情報伝達その他行政事務の一部を担う」という表現を削除した方が良い。	<b>(修正案)</b> 原案どおり。 ⇒②自治会の役割は、ワークショップの中で数多く挙げられており、行政事務の一部を担っていることを広く市民にお知らせすることができればと考えます。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- ・ 修正なし。

■第10条（まちづくり協議会）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
第10条 まちづくり協議会は、地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の単位で実現するために組織し、地域における協働のまちづくりの推進母体として、その役割を果たすよう努めるものとします。	① まちづくり協議会と自治会との役割分担の明確化については、よく書かれている。⇒自治会との違いがわかるように、まち協の具体的な組織や活動を明確にして解説文に入れた方が良い。 ③ まち協は一般に知られていないが、市民のためのものであり外せない。まち協の定義がわかりづらい。「小学校区等の一定の単位」という部分で上手くいっていない協議会もあり、この条文ができること少し大変か。⇒小学校区等のあとに等が入っているため、規定自体の問題はない。 ④ ⇒「小学校区等の」という表現を削除して、前後をつないだ方が良い。	<b>(修正案)</b> 第10条 まちづくり協議会は、地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の <b>区域</b> で実現するために組織し、地域における協働のまちづくりの推進母体として、その役割を果たすよう努めるものとします。 ⇒①④小学校区等の一定の区域と明記することで、自治会の枠を超えた組織であることを明らかにしています。また、まち協の具体的な組織や活動を明確にして解説文に入れるという意見については、組織や活動内容を限定してしまうことになります。
2 まちづくり協議会は、相互にまちづくりの目標等を共有し、及び自治会その他の地域コミュニティを組織する団体等と協働して広範な地域のまちづくりの提案及び公共的な課題の解決に取り組むとともに、まちづくりに関する総合的な協議、連絡、及び意見調整に努めるものとします。	④ ⇒「相互に」という表現について、相互という意味を解説の中で説明した方が良い。	<b>(修正案)</b> ⇒④解説の中で「相互」についての意味を追加します。ワークショップの中では、まちづくり協議会がそれぞれ、バラバラになってしまっているという意見やまちづくり協議会の活動で方針の共有が必要という意見がありました。そこで、まちづくり協議会同士が相互にまちづくりの目標などを共有する必要性を明らかにしたものです。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 1 まちづくり協議会は、地域コミュニティで行っている活動を小学校区など、一定の**区域**で実現するために組織した団体です。まちづくり協議会は、地域社会の自治意識（自分たちで考え、自分たちの責任で決め、行動していく意識）を醸成し、それぞれの地域において、市民と行政の協働のまちづくりを推進する母体となり、まちづくり協議会の果たす役割は大きいことから、その役割を明らかにしています。
- 2 市内では、自治会や各種団体がそれぞれの地域で活動しています。しかし、高齢化や子育て支援の問題、防災や防犯への取り組みなど、自治会等が単独では対応しきれない、より広範な課題も増えてきています。まちづくり協議会は、そうした課題にも対応できるよう、自治会等の活動範囲の枠を超えた規模の組織です。**各まちづくり協議会が、お互いに課題やまちづくりの目標を共有することで、まちづくり協議会の活動を全市的な取り組みへと広げていくことが重要です。**

まちづくり協議会は、既存の自治会等の単位で対応が難しいと考えられる課題や問題を掘り起こし、解決策を協議し、責任を持って解決していくことで自立した地域づくりを行う大切な役割を担っていることを明らかにしています。

第3節 市民活動団体

■第11条（市民活動団体の役割）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
第11条 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体(以下「市民活動団体」といいます。)は、自らの持つ知識、専門性、市民活動の持つ特性等を生かした活動を通じて市民活動の充実に努めるものとします。	① 「自らの持つ知識、専門性、市民活動の持つ特性等を生かした活動」という表現は、非常にハードルが高いと感じる。⇒もう少しだけた表現が良い。 ② ⇒「市民活動の持つ」という表現を削除した方が良い。	<b>(修正案)</b> 第11条 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体(以下「市民活動団体」といいます。)は、自らが持つ__特性等を生かした活動を通じて市民活動の充実に努めるものとします。 ⇒①②この案に修正することで、団体自体が専門性などの特性を有していることが明らかになり、市民活動を行う団体からハードルが高いと感じられる部分が解決されます。

2 市民活動団体は、活動に関する情報の発信や提供を積極的に行い、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとします。		(修正なし)
---	--	--------

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 修正なし。

■第12条（市民活動の推進）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
第12条 市民は、市民活動に対する理解を深め、その活動に自主的に参加し、及び協力するよう努めるものとします。	① 「市民活動に対する理解を深め」という表現だけでは、具体的な方法がわからない。 ③ 「自主的に」という表現を「積極的に」という表現にした方が良い。	(修正案) 原案どおり。 ⇒①「市民活動に対する理解を深める」具体的な方法については、条例制定後に取り組みを進めていくこととなりますが、他の自治体の例では、NPOや市民活動などをわかりやすく説明する取り組み（広報、ホームページ、ハンドブック作成など）を行っている団体があります。 ⇒③積極的にという表現は、第6条と同様に考え、自主的という表現のままとしました。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 市民と行政が共に公共を担っていく協働のまちづくりの実現のため、市民の自主的かつ自発的活動である市民活動を積極的に推進していく必要があることを明らかにするものです。  
市民一人ひとりが市民活動の果たす意義や役割を理解し、その活動を応援することで、地域の公共的課題の効果的な解決につながるるとともに、まちづくりの大きな原動力となることが期待されます。そのため、市民は、自発的かつ自主的に市民活動への参加や協力を努めることが必要です。  
**また、市は、市民活動団体と協力して、市民活動に対する市民の理解を深めるための具体的な取り組みを進めていくことが必要です（NPOや市民活動などをわかりやすく説明する取り組みの例：広報、ホームページ、ハンドブック作成など）。**

第4節 事業者等

■第13条（事業者等の役割）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
第13条 事業者等は、自らの持つ知識、専門性等を生かした活動を通じて地域の活性化に努めるとともに、その技術を継承し、人材の育成に努めるものとします。	⑤ ⇒「地域社会を構成する一員として公共的又は公益的な活動に協力する」という表現は企業責任を明確にするという意味で良い。	(修正案) 第13条 事業者等は、自らが持つ知識、専門性等を生かした活動を通じて地域の活性化に努めるとともに、その技術を継 承 し、人 材 の 育 成 に 努 め る も の と し ま す 。 ⇒第11条に合わせて修正。
2 事業者等は、地域社会を構成する一員として公共的又は公益的な活動に協力するよう努めるものとします。	② ⇒「公共的又は公益的な活動に協力するよう」という表現を「社会貢献に」という表現にした方が良い。	(修正案) 原案どおり。 2 事業者等は、地域社会を 成 する 一 として <b>地域の発展につながる活動</b> に協力するよう努めるものとします。 ⇒②社会貢献は、すべての主体に共通する役割ですが、社会貢献というと範囲が広すぎるため、まちづくりの活動に協力するという意味で、「地域の発展につながる活動」という表現にしました。

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- 修正なし。

第5節 市議会

■第14条（市議会の役割）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
第14条 市議会は、市民の意思を代表するとともに、本市の意思決定機関及び市政を監視する機関としてその役割を果たすものとします。	② 議会の具体的な活動について当然のことであっても、市民がより関心を持っていく意味から、必要なことを書いておく方が良い。⇒市議会の役割の規定は必要。 ④ ここまで市議会にとって当たり前のことを規定することは、侮辱と捉えられるかもしれない。⇒市議会については、規定した方が良いという意見でまとめたが、第1項だけで、第2項と第3項については削除した方が良い。	(修正案) 原案どおり。 ⇒④第1項は、地方自治法に規定されている役割です。第2項と第3項は、当たり前のことではありますが、積極的にという気持ちや考え方の部分は当然ながら定めがありません。その意味からいくと、ここで明らかにしておかないとこの考え方が広く市民に伝わらない可能性もあります。

<p>2 市議会は、積極的に政策提言及び政策立案を行うとともに、市民の意思が市政に反映されるよう調査活動等に努めるものとします。</p>	<p>① どういう状態が積極的、又は消極的なのか、尺度がないためわからない。⇒「積極的に」を削除する。          ① 当たり前のことを言うのは失礼ではないか。⇒市議会の役割や立場を市民に PR するための表現とした方が良い。          ② ⇒「積極的に政策提言及び政策立案を行う」の規定は特に必要。          ③ 「積極的に政策提言及び政策立案」という部分について、議会としては当然のことであるため、「積極的に」を削るという意見もあった。⇒より今以上に良い議会にさせていただく意味から必要。          ⑤ ⇒議員のいろいろなネットワークを十分に駆使し、政策提案してもらうという意味で、この規定は必要。</p>	<p><b>(修正案)</b>          原案どおり。          ⇒①議会については「積極的」を求める意見が多く、原案どおりとします。</p>
<p>3 市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めるものとします。</p>		<p><b>(修正なし)</b></p>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- ・ 修正なし。

第6節 市及び市の職員

■第15条（市の役割）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
<p>第15条 市は、市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスの提供を図るとともに、公正かつ誠実で、市民に開かれた市政運営を行うことにより、市民の権利及び利益を保護しなければなりません。</p>	<p>① 「しなければなりません。」という表現では非常に威圧的に感じる。⇒「行います。」など、市の役割や立場を市民に PR するための表現とした方が良い。</p>	<p><b>(修正なし)</b>          ⇒①市の役割は、市民にとって当然果たさなければならないものであり、その姿勢を示すためにも原案どおりとします。</p>
<p>2 市は、社会経済情勢の変化、多様化する課題等に的確に対応するため、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営を行わなければなりません。</p>		<p><b>(修正なし)</b></p>
<p>3 市は、執行機関等が相互に連携し、協力しながら行政機能を発揮しなければなりません。</p>		<p><b>(修正なし)</b></p>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- ・ 修正なし。

■第16条（市の職員の役割）

提言書検討資料の条文案（たたき台）	第11回会議 各グループの意見	修正案
<p>第16条 市の職員は、市民全体のために働く者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p>	<p>① 「しなければなりません。」という表現では非常に威圧的に感じる。⇒「行います。」など、市の職員の役割や立場を市民に PR するための表現とした方が良い。          ② 「市民全体のために働く者として、」という部分が、当たり前である。⇒削除した方が良いという意見とこのままで良いという意見の両論併記。</p>	<p><b>(修正なし)</b>          ⇒①②市職員の役割も第15条と同様に、市民にとって当然果たさなければならないものであり、その姿勢を示すためにも原案どおりとします。</p>
<p>2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めるとともに、市民の視点に立ち、市民との信頼関係の向上を図らなければなりません。</p>	<p>② 「職務の遂行に必要な知識の修得、技術等の能力開発及び自己啓発に努めるとともに、」という部分が、当たり前である。⇒削除した方が良いという意見とこのままで良いという意見の両論併記。</p>	<p><b>(修正なし)</b></p>
<p>3 市の職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加しなければなりません。</p>	<p>⑤ ⇒市の職員が地域社会に参加していこうという規定は良い。</p>	<p><b>(修正なし)</b></p>

【規定の必要性と基本的な考え方】の修正点

- ・ 修正なし。